

市川市社会福祉法人指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づき社会福祉法人(法第30条第1項第1号の規定により市長が所轄庁となるものに限る。以下同じ。)に対して市長が行う報告の徴収又は検査(以下「指導監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導監査事項)

第2条 指導監査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 社会福祉法人の運営管理の状況
- (2) 社会福祉法人の会計管理の状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

(実施計画)

第3条 市長は、指導監査の効果的な実施を図るため、国が定めた指導監査に関する基準、前年度に実施した指導監査の結果等を勘案し、重点的に取り組む事項、実施時期、実施方法その他指導監査の実施に関する事項を定めた市川市社会福祉法人指導監査実施計画(以下「実施計画」という。)を年度当初に策定するものとする。

2 市長は、実施計画を策定する場合には、あらかじめ市川市社会福祉法人指導監査委員会(市川市社会福祉法人指導監査委員会設置要綱(平成27年4月1日施行)に基づき設置する市川市社会福祉法人指導監査委員会をいう。)の意見を聴くものとする。

(指導監査の種別)

第4条 指導監査を次の各号に掲げるとおり分類し、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般監査 実施計画に基づき、又は社会福祉法人の運営等に関する問題が発生した場合若しくは社会福祉法人から提出される報告書類の内容により当該社会福祉法人の運営状況に問題があると市長が認める場合に実地において行う指導監査をいう。
- (2) 特別監査 次に掲げる場合に、実地において随時行う指導監査をいう。

- ア 正当な理由なく一般監査を拒否した場合
- イ 一般監査において改善されない事項を改善するよう重ねて指摘した事項が改善されない場合
- ウ 社会福祉法人において重大な法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されていないことが明らかになった場合
- エ その他社会福祉法人の運営状況に重大な問題があると市長が認める場合

(報告の要求)

第5条 市長は、当該年度中に一般監査（実施計画に基づき行う指導監査に限る。）を実施しない社会福祉法人から市川市社会福祉法施行細則（平成25年規則第23号）第12条の現況報告書等の提出を受けた場合において、適正な社会福祉法人の運営及び社会福祉事業の健全な経営を図るため必要があると認めるときは、当該社会福祉法人の運営管理及び会計管理の適切な履行を確保するために必要な事項の報告を求めるものとする。

(一般監査の通知)

第6条 市長は、一般監査を実施しようとするときは、その対象となる社会福祉法人に対し、原則として一般監査を実施する日（以下「一般監査実施日」という。）の2月前までに次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 一般監査実施日
- (2) 一般監査を行う職員の氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

(指導監査の方法)

第7条 市長は、指導監査のうち一般監査を実施しようとするときは、第2条各号に掲げる事項を把握するため、社会福祉法人に対し、市川市社会福祉法人指導監査調書及び市長が必要と認める書類（以下「調書等」という。）を原則として一般監査実施日の1月前までに提出するよう求めるものとする。

- 2 指導監査は、社会福祉法人が就業規則等で定める就業時間内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指導監査は、社会福祉法人の役員、社会福祉法人が運営する法第62条第1

項に規定する社会福祉施設（第12条において「運営施設」という。）の長その他の社会福祉法人の関係者（以下「代表者等」という。）の立会いの下に実施するものとする。

4 指導監査を行う職員（以下「指導監査職員」という。）は、当該指導監査に当たって、代表者等にあらかじめ指導監査の趣旨を説明するものとする。

5 指導監査は、指導監査職員が、調書等を基に、代表者等に対して第2条各号に掲げる事項について説明を求め、又は当該事項に関する帳簿、書類その他の物件を確認することにより行うものとする。

（指導監査の講評）

第8条 指導監査職員は、指導監査の終了後、当該指導監査の結果について、是正又は改善を要する事項及び是正又は改善をすることが望ましい事項を整理し、代表者等に対し講評を行うものとする。

（報告書の作成）

第9条 指導監査職員は、指導監査の内容について、報告書を作成するものとする。

（改善等の指示）

第10条 市長は、指導監査を行った社会福祉法人に対し、原則として指導監査を実施した日から1月以内に、指導監査の結果、是正又は改善を要するものと認めた事項について、指定した期限までには是正又は改善の結果を報告するよう、文書をもって指示するものとする。この場合において、当該期限は、当該文書を通知する日からおおむね1月後とする。

2 市長は、前項の規定による指示に対し報告を受けたときは、必要に応じて、実地において当該報告の内容を指導監査職員に確認させるものとする。

（台帳の整備）

第11条 市長は、市川市社会福祉法人指導監査台帳を調製し、第8条に規定する事項、前条第1項の規定による指示に対する報告その他指導監査の内容を記録しておくものとする。

（関係機関との連携）

第12条 福祉部地域共生課、同部介護保険課及び同部障がい者支援課並びにこども部幼保施設計画課及び同部幼保施設管理課は、指導監査の円滑な実施

を期するため、相互に十分な連携を図るとともに、運営施設の指導監査を行う千葉県とも十分な連携を図るものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。